

(別 紙)

食品表示基準について（新旧対照表）

改正後（新）	改正前（旧）
<p>食品表示基準について（平成27年3月30日消食表第139号）</p> <p>（総則関係）</p> <p>1 適用範囲について</p> <p>（1）・（2）（略）</p> <p><u>（3）試験検査の業務管理の実施について</u></p> <p><u>「別添 栄養成分等の分析方法等」、「別添 アレルゲンを含む食品の検査方法」及び「別添 安全性審査済みの遺伝子組換え食品の検査方法」に係る食品表示法第8条の規定に基づく試験検査については、その信頼性を確保する観点から、食品衛生検査施設（食品衛生法（昭和22年法律第233号）第29条に規定する検査施設をいう。）における検査等の業務管理に関する通知である「食品衛生検査施設における検査等の業務管理について」（平成9年1月16日衛食第8号厚生省生活衛生局食品保健課長通知）の別紙「食品衛生検査施設における検査等の業務管理要領」及び「食品衛生検査施設等における検査等の業務の管理の実施について」（平成9年4月1日衛食第117号厚生省生活衛生局食品保健課長通知）の別添「精度管理の一般ガイドライン」に準拠した適切な業務管理を実施すること。</u></p> <p><u>なお、個別の試験検査の実施において、特に留意すべき事項がある場合には、必要に応じて別途通知するので適宜参照すること。</u></p> <p><u>（4）その他</u></p> <p>特別用途食品の表示事項等については、食品表示基準及び本通知のほか、健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令（平成21年内閣府令第57号）、特別用途食品の表示許可等について（平成28年3月31日消食表第221号消費者庁次長通知）及び特定保健用食品の表示許可等について（平成26年10月30日消食表第259号消費者庁次長通知）を確認すること。</p>	<p>食品表示基準について（平成27年3月30日消食表第139号）</p> <p>（総則関係）</p> <p>1 適用範囲について</p> <p>（1）・（2）（略）</p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>（3）その他</u></p> <p>特別用途食品の表示事項等については、食品表示基準及び本通知のほか、健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令（平成21年内閣府令第57号）、特別用途食品の表示許可等について（平成28年3月31日消食表第221号消費者庁次長通知）及び特定保健用食品の表示許可等について（平成26年10月30日消食表第259号消費者庁次長通知）を確認すること。</p>

<p>2 (略)</p> <p>(加工食品)</p> <p>1 義務表示事項</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 保存の方法</p> <p>① 食品衛生法第11条第1項の規定により保存の方法の基準が定められている食品にあつては、保存基準摂氏10度以下の場合「保存温度10℃以下」、「4℃以下で保存」などのようにその基準に合う保存の方法を表示すること。</p> <p>また、即席めん類（即席めんのうち生タイプ即席めん以外のものをいう。）の保存基準に合う保存方法の表示は、例えば、「直射日光を避けて保存すること」、「直射日光に当てないこと」等その趣旨が十分に表現されているものであれば差し支えないものであること。</p> <p>これらの表示は流通、家庭等において可能な保存の方法を表示すること。</p> <p>②・③ (略)</p> <p>(3)～(12) (略)</p> <p>2～7 (略)</p> <p>(生鮮食品)</p> <p>1 義務表示事項</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 食品表示基準別表第24に定めるもの</p> <p>①～③ (略)</p> <p><u>④ 冷凍食品のうち、切り身又はむき身にした魚介類（生かきを除く。）を凍結させたものに関する事項</u></p> <p><u>名称のほか、冷凍食品である旨を表示する。</u></p>	<p>2 (略)</p> <p>(加工食品)</p> <p>1 義務表示事項</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 保存の方法</p> <p>① 食品衛生法 <u>(昭和22年法律第233号)</u> 第11条第1項の規定により保存の方法の基準が定められている食品にあつては、保存基準摂氏10度以下の場合「保存温度10℃以下」、「4℃以下で保存」などのようにその基準に合う保存の方法を表示すること。</p> <p>また、即席めん類（即席めんのうち生タイプ即席めん以外のものをいう。）の保存基準に合う保存方法の表示は、例えば、「直射日光を避けて保存すること」、「直射日光に当てないこと」等その趣旨が十分に表現されているものであれば差し支えないものであること。</p> <p>これらの表示は流通、家庭等において可能な保存の方法を表示すること。</p> <p>②・③ (略)</p> <p>(3)～(12) (略)</p> <p>2～7 (略)</p> <p>(生鮮食品)</p> <p>1 義務表示事項</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 食品表示基準別表第24に定めるもの</p> <p>①～③ (略)</p> <p>(新設)</p>
---	---

<p>⑤ 生かきに関する事項 加工食品に係る記述を参照すること。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(添加物)～ (附則) (略)</p> <p>別添 添加物 1-1 簡略名又は類別名一覧表 ～ 別添 添加物 1-4 各一括名の定義及びその添加物の範囲 (略)</p> <p>別添 添加物 1-5 栄養強化の目的が考えられる添加物の範囲</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) ミネラル類 (34品目)</p> <table border="0"> <tr> <td>亜鉛塩類 (グルコン酸亜鉛及び硫酸亜鉛に限る。)</td> <td>L-アスコルビン酸カルシウム</td> </tr> <tr> <td><u>亜セレン酸ナトリウム</u></td> <td>塩化カルシウム</td> </tr> <tr> <td>塩化第二鉄</td> <td>塩化マグネシウム</td> </tr> <tr> <td>クエン酸カルシウム</td> <td>クエン酸第一鉄ナトリウム</td> </tr> <tr> <td>クエン酸鉄</td> <td>クエン酸鉄アンモニウム</td> </tr> <tr> <td>グリセロリン酸カルシウム</td> <td>グルコン酸カルシウム</td> </tr> <tr> <td>グルコン酸第一鉄</td> <td>酢酸カルシウム</td> </tr> <tr> <td>酸化カルシウム</td> <td>酸化マグネシウム</td> </tr> <tr> <td>水酸化カルシウム</td> <td>水酸化マグネシウム</td> </tr> <tr> <td>ステアリン酸カルシウム</td> <td>炭酸カルシウム</td> </tr> <tr> <td>炭酸マグネシウム</td> <td>銅塩類 (グルコン酸銅及び硫酸銅に限る。)</td> </tr> </table>	亜鉛塩類 (グルコン酸亜鉛及び硫酸亜鉛に限る。)	L-アスコルビン酸カルシウム	<u>亜セレン酸ナトリウム</u>	塩化カルシウム	塩化第二鉄	塩化マグネシウム	クエン酸カルシウム	クエン酸第一鉄ナトリウム	クエン酸鉄	クエン酸鉄アンモニウム	グリセロリン酸カルシウム	グルコン酸カルシウム	グルコン酸第一鉄	酢酸カルシウム	酸化カルシウム	酸化マグネシウム	水酸化カルシウム	水酸化マグネシウム	ステアリン酸カルシウム	炭酸カルシウム	炭酸マグネシウム	銅塩類 (グルコン酸銅及び硫酸銅に限る。)	<p>④ 生かきに関する事項 加工食品に係る記述を参照すること。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(添加物)～ (附則) (略)</p> <p>別添 添加物 1-1 簡略名又は類別名一覧表 ～ 別添 添加物 1-4 各一括名の定義及びその添加物の範囲 (略)</p> <p>別添 添加物 1-5 栄養強化の目的が考えられる添加物の範囲</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) ミネラル類 (33品目)</p> <table border="0"> <tr> <td>亜鉛塩類 (グルコン酸亜鉛及び硫酸亜鉛に限る。)</td> <td>L-アスコルビン酸カルシウム</td> </tr> <tr> <td></td> <td>塩化カルシウム</td> </tr> <tr> <td>塩化第二鉄</td> <td>塩化マグネシウム</td> </tr> <tr> <td>クエン酸カルシウム</td> <td>クエン酸第一鉄ナトリウム</td> </tr> <tr> <td>クエン酸鉄</td> <td>クエン酸鉄アンモニウム</td> </tr> <tr> <td>グリセロリン酸カルシウム</td> <td>グルコン酸カルシウム</td> </tr> <tr> <td>グルコン酸第一鉄</td> <td>酢酸カルシウム</td> </tr> <tr> <td>酸化カルシウム</td> <td>酸化マグネシウム</td> </tr> <tr> <td>水酸化カルシウム</td> <td>水酸化マグネシウム</td> </tr> <tr> <td>ステアリン酸カルシウム</td> <td>炭酸カルシウム</td> </tr> <tr> <td>炭酸マグネシウム</td> <td>銅塩類 (グルコン酸銅及び硫酸銅に限る。)</td> </tr> </table>	亜鉛塩類 (グルコン酸亜鉛及び硫酸亜鉛に限る。)	L-アスコルビン酸カルシウム		塩化カルシウム	塩化第二鉄	塩化マグネシウム	クエン酸カルシウム	クエン酸第一鉄ナトリウム	クエン酸鉄	クエン酸鉄アンモニウム	グリセロリン酸カルシウム	グルコン酸カルシウム	グルコン酸第一鉄	酢酸カルシウム	酸化カルシウム	酸化マグネシウム	水酸化カルシウム	水酸化マグネシウム	ステアリン酸カルシウム	炭酸カルシウム	炭酸マグネシウム	銅塩類 (グルコン酸銅及び硫酸銅に限る。)
亜鉛塩類 (グルコン酸亜鉛及び硫酸亜鉛に限る。)	L-アスコルビン酸カルシウム																																												
<u>亜セレン酸ナトリウム</u>	塩化カルシウム																																												
塩化第二鉄	塩化マグネシウム																																												
クエン酸カルシウム	クエン酸第一鉄ナトリウム																																												
クエン酸鉄	クエン酸鉄アンモニウム																																												
グリセロリン酸カルシウム	グルコン酸カルシウム																																												
グルコン酸第一鉄	酢酸カルシウム																																												
酸化カルシウム	酸化マグネシウム																																												
水酸化カルシウム	水酸化マグネシウム																																												
ステアリン酸カルシウム	炭酸カルシウム																																												
炭酸マグネシウム	銅塩類 (グルコン酸銅及び硫酸銅に限る。)																																												
亜鉛塩類 (グルコン酸亜鉛及び硫酸亜鉛に限る。)	L-アスコルビン酸カルシウム																																												
	塩化カルシウム																																												
塩化第二鉄	塩化マグネシウム																																												
クエン酸カルシウム	クエン酸第一鉄ナトリウム																																												
クエン酸鉄	クエン酸鉄アンモニウム																																												
グリセロリン酸カルシウム	グルコン酸カルシウム																																												
グルコン酸第一鉄	酢酸カルシウム																																												
酸化カルシウム	酸化マグネシウム																																												
水酸化カルシウム	水酸化マグネシウム																																												
ステアリン酸カルシウム	炭酸カルシウム																																												
炭酸マグネシウム	銅塩類 (グルコン酸銅及び硫酸銅に限る。)																																												

乳酸カルシウム ピロリン酸二水素カルシウム 硫酸カルシウム 硫酸マグネシウム リン酸三マグネシウム リン酸一水素マグネシウム (3) (略)	乳酸鉄 ピロリン酸第二鉄 硫酸第一鉄 リン酸三カルシウム リン酸一水素カルシウム リン酸二水素カルシウム (3) (略)	乳酸カルシウム ピロリン酸二水素カルシウム 硫酸カルシウム 硫酸マグネシウム リン酸三マグネシウム リン酸一水素マグネシウム (3) (略)	乳酸鉄 ピロリン酸第二鉄 硫酸第一鉄 リン酸三カルシウム リン酸一水素カルシウム リン酸二水素カルシウム (3) (略)
別添 添加物 1-6 ばら売り等により販売される食品のうち、添加物の表示を要する添加物一 覧 ～ 別添 Shellfish Growing Areas Classified for Harvest for Human Consumption in Accordance with Regulation 48 of the Animal Products (略)	別添 添加物 1-6 ばら売り等により販売される食品のうち、添加物の表示を要する添加物一 覧 ～ 別添 Shellfish Growing Areas Classified for Harvest for Human Consumption in Accordance with Regulation 48 of the Animal Products (略)	別添 添加物 1-6 ばら売り等により販売される食品のうち、添加物の表示を要する添加物一 覧 ～ 別添 Shellfish Growing Areas Classified for Harvest for Human Consumption in Accordance with Regulation 48 of the Animal Products (略)	別添 添加物 1-6 ばら売り等により販売される食品のうち、添加物の表示を要する添加物一 覧 ～ 別添 Shellfish Growing Areas Classified for Harvest for Human Consumption in Accordance with Regulation 48 of the Animal Products (略)